

工学研究院テニユア付与審査方法・基準の概要

平成 23 年 5 月 11 日

工学研究院運営委員会承認

テニユアトラック教員へのテニユア付与審査方法・基準の概要は、以下のとおりである。下記内容は公募時に提示してよいものとする。

1. テニユア付与審査は、テニユア付与審査委員会（以下「審査委員会」）において行う。
2. テニユアトラック教員は採用後速やかに研究計画書を提出する。
3. 採用後 6 ヶ月以内に審査委員会が評価基準を策定する。
4. テニユア付与審査は、原則として 3 年目と 5 年目に行う。
5. テニユア付与審査は、テニユアトラック期間内の業績とテニユアトラック着任以前の業績を区別しての総合評価とする。
6. テニユアトラック期間内の業績審査は、評価基準（数値基準および数値基準以外）の達成度で行う。
7. 出産・育児休暇等による審査時期、評価対象期間等の調整を認める。
8. 審査結果への審査対象者本人からの一定期間内の異議申し立てを認める。
9. テニユア付与に至らなかった場合、1 年間を限度として特任准教授としての在籍を認める。

労働契約法改正によって平成 25 年 4 月 1 日以降の着任者は諸条件が変更となる場合があります。